

日司連発第77号  
平成22年4月16日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会  
会長 細田 長司

### 日本司法書士政治連盟への事務室等の使用等について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃より、当連合会の活動に対し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、会員より、日本司法書士会連合会（以下、「連合会」という）に対し、連合会が、司法書士会館内の事務室一室を日本司法書士政治連盟（以下、「日司政連」という）に低廉に利用させているのではないかなどと指摘をする公開質問状が送達されました。ご質問いただいた問題が司法書士会及び司法書士全員に影響する事項であるため、連合会の考え方をお示しいたします。

現在、連合会は、日本司法書士政治連盟に対し月額88,000円で司法書士会館の事務室1室（34.27㎡）の使用を認めています。前記の指摘は、この金額が近隣の不動産賃貸相場より安く、当該相場との差額が、政治団体に対する寄付にあたるのではないかなどというものです。

本件に関連して、以下のとおりの総務省見解が存します。

いわく、「一般論としては、政治団体の事務所を他の者が所有するビル内等に置いており、その利用実態が賃料等を支払うことが社会通念上相当であるというようなときは、事務所を無償提供されている場合においては、政治団体は賃料等に相当する金額について金銭以外のものによる寄附を受けたものと考えられる。」としています（第一類第十四号 平成二十年十月七日 予算委員会議事録第四号 34頁）。

連合会としては、司法書士会館は賃貸により収益を得ることを目的とした不動産賃貸の用に供する建物ではなく、用途等（利用時間及び利用日等）が制限され、または一部禁止されている事項もあることから、現在の負担金額は利用実態に応じたものであり、他の不動産賃貸用建物の一般的な賃貸相場と必ずしも均衡を保つ必要があるとは考えておりません。

なお、現在他の団体等が司法書士会館の事務室や会議室を利用することにより負担する金額（月を単位として利用負担金を定めているもの及び時間を単位として利用負担金を定

めているものの双方を含む) は、日本司法書士政治連盟と同一基準であることを付言します。

ただし、司法書士会館の事務室及び会議室を利用する全ての団体の負担金額については、その利用状況等を踏まえて、今後、負担金額の改定につき検討する必要は存するものと考えています。

また、各司法書士会においても、各司法書士政治連盟との間に同様の問題が存在しているとの指摘もあります。これについては、その利用実態を踏まえたうえで適切に対応する必要があります。具体的には、各司法書士政治連盟の「事務所」としての利用状況により、負担されるべき相当額は検討され、社会通念上不相当であると判断される場合には是正されなければならないものと考えています。